

様式第七号中「此等冊」を「此等簿」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年七月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある旧様式による業務に関する帳簿は、当分の間、なお
所要の修正をして使用することができる。

訓令

福岡県訓令第二十一号

本 庁
出 先 機 関
監 査 委 員 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局
教 育 庁
企 業 局

福岡県庁舎防火管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年五月二十八日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県庁舎防火管理規程の一部を改正する訓令

福岡県庁舎防火管理規程（平成十七年五月福岡県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第三号中「管財課長」を「財産活用課長」に改め、同項第四号中「消防
防災安全課長」を「消防防災課長」に改める。
第七条第三項中「管財課」を「財産活用課」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県訓令第二十二号

本 庁

福岡県監視服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年五月二十八日

福岡県知事 麻 生 渡
福岡県監視服務規程の一部を改正する訓令
福岡県監視服務規程（昭和三十七年五月福岡県訓令第十一号）の一部を次のように改
正する。

第三条第一項、第六条第二項、第七条及び第九条中「管財課長」を「財産活用課長」
に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第十号
車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定め
る規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十年五月二十八日

福岡県公安委員会

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金
の額を定める規則を廃止する規則

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定め
る規則（昭和六十二年福岡県公安委員会規則第八号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）